

〔注〕平成16年7月から改正経過を注記した。

改正

昭和47年8月21日門真市庁達第3号
昭和48年4月24日門真市庁達第3号
昭和49年1月14日門真市庁達第2号
昭和50年1月16日門真市庁達第4号
昭和51年7月13日門真市庁達第5号
昭和52年10月15日門真市庁達第6号
昭和54年1月26日門真市庁達第3号
昭和57年5月17日門真市庁達第5号
昭和58年2月7日門真市庁達第4号
昭和61年5月14日門真市庁達第2号
平成4年5月18日門真市庁達第11号
平成5年2月19日門真市庁達第3号
平成6年4月28日門真市庁達第3号
平成6年10月17日門真市庁達第8号
平成7年3月31日門真市庁達第3号
平成7年5月22日門真市庁達第5号
平成9年10月16日門真市庁達第7号
平成9年12月29日門真市庁達第12号
平成11年10月4日門真市庁達第5号
平成12年3月31日門真市庁達第3号
平成14年5月7日門真市庁達第8号
平成16年7月2日門真市庁達第7号
平成17年1月19日門真市庁達第4号
平成17年4月15日門真市庁達第13号
平成17年8月9日門真市庁達第21号
平成18年1月12日門真市庁達第1号

平成18年4月20日門真市庁達第5号
平成18年10月31日門真市庁達第21号
平成19年3月29日門真市庁達第6号
平成19年11月6日門真市庁達第20号
平成20年3月31日門真市庁達第8号
平成20年4月17日門真市庁達第11号
平成22年1月22日門真市庁達第1号
平成22年4月23日門真市庁達第5号
平成23年2月25日門真市庁達第4号
平成26年3月31日門真市庁達第5号
平成28年9月30日門真市庁達第7号
平成29年3月31日門真市庁達第4号
平成30年3月29日門真市庁達第1号
平成31年3月29日門真市庁達第2号
令和2年5月21日門真市庁達第3号

門真市庁議規程

(設置)

第1条 本市行政運営の基本方針、重要施策等の策定について、市長の意思決定に対して助言するとともに、市の機関相互における総合調整を行い、もって行政の適正な執行と能率的な運営を図るため、門真市庁議（以下「庁議」という。）を設置する。

一部改正〔平成26年門真市庁達5号〕

(構成)

第2条 庁議は、次の表に掲げる職にある者をもって構成する。

市長、副市長、教育長、統括理事、副教育長、企画財政部長、総務部長、市民文化部長、保健福祉部長、こども部長、まちづくり部長、環境水道部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長

2 前項に定める者のほか、市長が必要と認めるときは、他の者を臨時に出席させることができる。

一部改正〔平成26年門真市庁達5号・29年4号・30年1号・31年2号・令和2年3号〕

(主宰)

第3条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長は、特にやむを得ないときは、その職務を門真市副市長事務分担規則（平成28年門真市規則第65号）第3条に規定する第1順位の副市長に代理させることができる。

一部改正〔平成17年門真市庁達21号・18年1号・19年6号・22年1号・5号・26年5号・28年7号〕

(付議事項)

第4条 庁議に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画及び長期重要事務事業計画に関する事項
- (2) 重要な新規事業及び予算に関連する主要施策に関する事項
- (3) 予算編成方針及び予算案に関する事項
- (4) 議会提出事案に関する事項
- (5) 組織、人事、財産等の運営の基本的制度に関する事項
- (6) 法令の制定及び改廃により市の事務事業の運営に重要な影響を与える事項
- (7) 部局等相互間の総合調整に関する事項
- (8) 庁議で決定した事項の執行状況に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(付議手続)

第5条 部局等の長は、庁議に付議すべき事項があるときは、その要旨及び資料を添えて、庁議の5日前までに企画財政部企画課に提出しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、部局等の長は、当該付議事項につき、部局内の調整を必要とすると認めるときは、あらかじめ当該部局内で会議を開くことができる。

一部改正〔平成18年門真市庁達21号・20年8号・29年4号〕

(庁議運営幹事会)

第5条の2 庁議に庁議運営幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

2 企画財政部企画課長は、庁議の能率的運営を図るため、付議要求事項について、あらかじめ幹事会の事前協議に付することができる。

3 幹事会の会長は、庁議に出席して、審議経過及び結果を報告する。

4 幹事会の組織、運営その他必要な事項については、別に定める。

一部改正〔平成18年門真市庁達21号・20年8号・26年5号・29年4号〕

(合同会議)

第5条の3 市長が必要と認めるときは、庁議の構成員及び幹事会の構成員で合同して会議を開くことができる。

(開催)

第6条 庁議は、市長が必要と認めるときに招集し、開催するものとする。

2 前項の規定により庁議を開催する場合であっても、招集することが難しいと市長が認めるときは、付議する事項の内容を記載した書面を回付する方法により、庁議を開催することができる。

全部改正〔平成26年門真市庁達5号〕、一部改正〔令和2年門真市庁達3号〕

(結果の通知)

第7条 企画財政部企画課長は、庁議の結果を、速やかに関係部局等の長に通知するものとする。

ただし、機密に属するものについては、この限りでない。

一部改正〔平成18年門真市庁達21号・20年8号・29年4号〕

(会議録の作成)

第8条 庁議の経過及び結果は、会議録を作成し、保存しなければならない。

一部改正〔平成26年門真市庁達5号〕

(庶務)

第9条 庁議の庶務は、企画財政部企画課において行う。

一部改正〔平成18年門真市庁達21号・20年8号・29年4号〕

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、庁議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月21日門真市庁達第3号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月24日門真市庁達第3号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和49年1月14日門真市庁達第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和50年1月16日門真市庁達第4号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和51年7月13日門真市庁達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和52年10月15日門真市庁達第6号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和54年1月26日門真市庁達第3号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和57年5月17日門真市庁達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和58年2月7日門真市庁達第4号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和61年5月14日門真市庁達第2号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成4年5月18日門真市庁達第11号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成5年2月19日門真市庁達第3号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成6年4月28日門真市庁達第3号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成6年10月17日門真市庁達第8号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日門真市庁達第3号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月22日門真市庁達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成9年10月16日門真市庁達第7号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成9年12月29日門真市庁達第12号）

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年10月4日門真市庁達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日門真市庁達第 3 号）

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 5 月 7 日門真市庁達第 8 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成16年 7 月 2 日門真市庁達第 7 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年 1 月19日門真市庁達第 4 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年 4 月15日門真市庁達第13号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年 8 月 9 日門真市庁達第21号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年 1 月12日門真市庁達第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年 4 月20日門真市庁達第 5 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年10月31日門真市庁達第21号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日門真市庁達第 6 号）

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月 6 日門真市庁達第20号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日門真市庁達第 8 号）

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月17日門真市庁達第11号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成22年 1 月22日門真市庁達第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成22年 4 月23日門真市庁達第 5 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年 2 月25日門真市庁達第 4 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日門真市庁達第 5 号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月30日門真市庁達第 7 号）

この規程は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日門真市庁達第 4 号）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日門真市庁達第 1 号）

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日門真市庁達第 2 号）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月21日門真市庁達第 3 号）

この規程は、令達の日から施行する。